

役員及び評議員の報酬に関する規程

上尾あゆみ会規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上尾あゆみ会（以下「この法人」という。）の定款第8号及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定め、もって合規適正な報酬の支給に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは、明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- (4) 交通費とは、役員等宅から会議会場まで移動する間に発生する経費をいい、報酬に含ませて支給するものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別紙「役員等報酬一覧」のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しない。

2 役員に対する報酬の年度の総額は150万円を限度とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金を考慮して支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程（上尾あゆみ会規程第7号）に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

別 紙

役員等の報酬一覧

(役員報酬)

1 (第3条第1項関係)

(1) 理事

執行職務	日 額
理事会等会議への出席	25,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	12,500円

(2) 監事

執行職務	日 額
監事監査、理事会及び評議員会への出席	25,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	12,500円

(評議員の報酬)

2 (第3条第1項関係)

執行職務	日 額
評議員会への出席	20,000円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000円